



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則		
*24 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則		（こども支援課）..... 1
○ 公安委員会規則		
*4 和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	 4
○ 告示		
373 指定自立支援医療機関の指定		（こころの健康推進課）..... 4
374 〃		（ 〃 ）..... 5
375 〃		（ 〃 ）..... 5
376 地積調査の成果の認証		（用地対策課）..... 5
377 〃		（ 〃 ）..... 5
378 〃		（ 〃 ）..... 6
379 〃		（ 〃 ）..... 6
380 道路の区域変更		（道路保全課）..... 7
381 道路の供用開始		（ 〃 ）..... 7
382 道路の区域変更		（ 〃 ）..... 7
383 道路の供用開始		（ 〃 ）..... 8
384 道路の区域変更		（ 〃 ）..... 8
385 道路の供用開始		（ 〃 ）..... 8
386 〃		（ 〃 ）..... 9
387 道路の区域変更		（ 〃 ）..... 9
388 道路の供用開始		（ 〃 ）..... 9
389 道路の区域変更		（ 〃 ）..... 10
390 道路の供用開始		（ 〃 ）..... 10
○ 警察本部告示		
7 映像解析システム更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	 10
○ 諸報		
入札公告		（警察本部）..... 14

規 則

和歌山県規則第24号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和62年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(売却の方法) 第25条 略 2 前項の規定による公告は、競売に付する物の名称、種類、数量、形状、担当職員の氏名、競売の場所及び日時その他必要な事項について、<u>公告の日から起算して7日間インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</u></p> <p>(公告の方法) 第26条 法第33条の2の2第4項の規定による公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童のその物を所持するに至った経緯等その物を知るに足る事項について、<u>公告の日から起算して14日間インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、和歌山県報又は新聞に掲載して行うものとする。</u></p>	<p>(売却の方法) 第25条 略 2 前項に規定する公告は、競売に付する物の名称、種類、数量、形状、担当職員の氏名、競売の場所及び日時その他必要な事項を記載して7日間当該児童相談所の、又は最寄りの掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(公告の方法) 第26条 法第33条の2の2第4項に規定する公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童のその物を所持するに至った経緯等その物を知るに足る事項を記載して14日間当該児童相談所の、又は最寄りの<u>掲示場に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、和歌山県報又は新聞に掲載して行うものとする。</u></p>

別記第17号様式を次のように改める。

別記第17号様式(第18条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

里親登録申請書

里親の登録を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

登録を希望する里親の種類 (該当するものを○で囲む。)		養育里親 専門里親 養子縁組里親 親族里親 (1年以内の短期間養育を希望)										
里親登録希望者及びその同居する者	氏名				続柄		生年月日		年齢		性別	
	個人番号	職業又は就学の状況等			健康状態			
	氏名				続柄		生年月日		年齢		性別	
	個人番号	職業又は就学の状況等			健康状態			
	氏名				続柄		生年月日		年齢		性別	
	個人番号	職業又は就学の状況等			健康状態			
	氏名				続柄		生年月日		年齢		性別	
	個人番号	職業又は就学の状況等			健康状態			
	氏名				続柄		生年月日		年齢		性別	
	個人番号	職業又は就学の状況等			健康状態			
研修修了(見込み)年月日					年 月 日							
里親登録を希望する理由												
従前に里親であったことがある者はその旨及び他の都道府県において里親であった場合には当該都道府県名												
児童福祉法施行規則第36条の41第2項各号に掲げる事項(専門里親のみ)	次に掲げる要件に該当する記号を○で囲む。	イ 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有する者であること。 ロ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。 ハ 都道府県知事がイ又はロに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。										
	委託児童の養育専念の可否	可 ・ 否										

添付書類

- 1 里親登録希望者及びその同居する者の履歴書
- 2 里親登録希望者の居住する家屋の平面図
- 3 研修修了(見込み)を証する書類
- 4 児童福祉法第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- 5 健康診断書及び経済状況を確認するための書類
- 6 専門里親希望者にあつては、児童福祉法施行規則第36条の41第2項各号に掲げる事項の事実を証する書類

別記第18号様式の2及び別記第19号様式中「養子縁組希望里親」を「養子縁組里親」に改める。

別記第19号様式の2中「専門里親」を「専門里親 養子縁組里親」に、「研修終了（見込み）」を「研修終了（見込み）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月17日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年和歌山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）略 （2）当事者 手続条例第15条第1項又は手続条例第28条の規定による通知を受けた者（手続条例第15条第4項後段（手続条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 （3）・（4）略</p>	<p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）略 （2）当事者 手続条例第15条第1項又は手続条例第28条の規定による通知を受けた者（手続条例第15条第3項後段（手続条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 （3）・（4）略</p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

告 示

和歌山県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
エバグリーン薬局 高野口店	橋本市高野口町名古曾940-1	—	川嶋光	令和 8.4.1

和歌山県告示第374号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
萩原薬局	伊都郡かつらぎ町佐野185	—	西風博子	令和 8.4.1

和歌山県告示第375号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
エバグリーン薬局高野口店	橋本市高野口町名古屋940-1	川嶋光	令和 8.4.1

和歌山県告示第376号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和7年3月25日まで
- 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区
- 認証年月日
令和8年4月6日

和歌山県告示第377号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和7年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年4月6日

和歌山県告示第378号

和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
令和5年2月24日から令和7年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年4月6日

和歌山県告示第379号

和歌山県西牟婁郡白浜町安宅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
令和5年2月24日から令和7年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町安宅の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町安宅の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年4月6日

和歌山県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字笠木字榎尾52番14地先から同町大字笠木字榎尾22番2地先まで	旧	12.12 } 27.94	887.04	
同上	新	12.12 } 27.94	887.04	
同上	新	16.27 } 50.16	816.58	

和歌山県告示第381号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 田辺市龍神村小家字オノ谷1064番1地先から同市龍神村小家字オノ谷1064番1地先まで

供用開始の期日 令和8年4月17日

和歌山県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市龍神村小家字オノ谷1063番1地先から同市龍神村小家字オノ谷1063番1地先まで	旧	9.16 } 20.12	175.00	
同上	新	11.62 } 21.15	180.00	

和歌山県告示第383号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 田辺市龍神村小家字オノ谷1064番1地先から同市龍神村小家字オノ谷1063番1地先まで

供用開始の期日 令和8年4月17日

和歌山県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字花園久木字西手174番1地先から同町大字花園久木字西手176番1地先まで	旧	5.87 } 12.77	45.60	
同上	新	11.30 } 23.41	60.00	

和歌山県告示第385号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字花園久木字西手174番1地先から同町大字花園久木字西手176番1地先まで

供用開始の期日 令和8年4月17日

和歌山県告示第386号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字大引字田子谷大平赤バイノ内961番533地先から同町大字大引字田子谷大平赤バイノ内961番516地先まで

供用開始の期日 令和8年4月17日

和歌山県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字櫻川字寄峪1449番2地先から同町大字櫻川字寄峪1459番1地先まで	旧	4.55 ） 16.26	146.23	県道滝切目停車場線重用区間 L=146.23
同上	新	6.30 ） 25.05	145.84	県道滝切目停車場線重用区間 L=145.84

和歌山県告示第388号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字榎川字寄峪1449番2地先から同町大字榎川字寄峪1459番1地先まで

供用開始の期日 令和8年4月17日

和歌山県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 滝切目停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字榎川字寄峪1449番2地先から同町大字榎川字寄峪1459番1地先まで	旧	4.55 ） 16.26	146.23	県道田辺印南線重用区間 L=146.23
同上	新	6.30 ） 25.05	145.84	県道田辺印南線重用区間 L=145.84

和歌山県告示第390号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 滝切目停車場線

供用開始の区間 日高郡印南町大字榎川字寄峪1449番2地先から同町大字榎川字寄峪1459番1地先まで

供用開始の期日 令和8年4月17日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、

映像解析システム更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年4月17日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

映像解析システム更新委託及び機器賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

映像解析システム更新委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日運用のシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

（イ）10拠点以上で構成されるシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）10拠点以上で構成されるシステムの機器（サーバ機器及びネットワーク機器を含む。）について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、

(ケ)の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、(コ)の書類については貸借借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のア又はイに掲げる（イ）から（カ）までの申請書類に代えることができる。

(3) 資格審査申請書類及び仕様書の交付方法等については、次のとおりとする。

ア 資格審査申請書類の交付方法

（1）のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（キ）及び（ケ）から（シ）までの申請書類の様式については、和歌山県警察本部で定めるものとし、これらの様式は、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。

イ 仕様書等の交付方法

仕様書等に係る誓約書を5に掲げる場所に持参により提出した者に対してのみ交付するものとし、その用紙は、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロード又は5に掲げる場所で交付を受けること。

ウ 交付期間

令和8年4月17日（金）から同年6月18日（木）までの間

ただし、5に掲げる場所において交付を希望する場合は、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年4月17日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間で交付を受けることができる。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年4月17日（金）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月17日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部刑事部機動捜査分析課（以下「機動捜査分析課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 3の（1）のア及びイに掲げる申請書類（（ク）に掲げる書類を除く。）

令和8年4月17日（金）から同年5月14日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年4月17日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、書留郵便又は電子メール（3の（1）のア及びイに掲げる（ウ）、（オ）及び（キ）の申請書類については、持参又は

書留郵便に限る。）により提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年5月14日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

(2) 3の(1)のア及びイに掲げる申請書類（ク）に掲げる書類に限る。）

令和8年4月17日（金）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月17日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メールで提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年4月27日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所等

機動捜査分析課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-2110

メールアドレス e8103501@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年6月1日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和8年6月8日（月）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年6月18日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

諸 報

入 札 公 告

映像解析システム更新委託及び機器賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年4月17日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度から令和15年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

映像解析システム更新委託及び機器賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 映像解析システム更新委託業務

契約日から令和9年3月31日（水）までの間

イ 映像解析システム機器賃貸借業務

令和9年3月1日（月）から令和16年2月28日（火）までの間

(4) 調達役務の内容

映像解析システム更新委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県警察本部告示第7号に規定する映像解析システム更新委託及び機器賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部機動捜査分析課（以下「機動捜査分析課」という。）

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

メールアドレス e8103501@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和8年4月17日（金）から同年6月18日（木）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、同年4月17日（金）から同年6月18日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年4月17日（金）は、午後1時から午後5時まで）

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書、その他関係書類及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書及びその他関係書類を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) 仕様書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

3の(1)の場所に仕様書等に係る誓約書を持参により提出した者に対してのみ交付する。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和8年4月17日（金）から同月27日（月）まで（同月17日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に機動捜査分析課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和8年6月19日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和8年6月18日（木）午後5時までに機動捜査分析課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和8年6月18日（木）午前9時から同月19日（金）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、機動捜査分析課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal of Wakayama Prefectural Police Image Analysis System , and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Friday 19 Jun 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Thursday 18 Jun 2026, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Thursday 18 Jun 2026 to 9:45 a.m. Friday 19 Jun 2026)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp